

令和2年涌谷町議会定例会3月会議（第5日）

令和2年3月9日（月曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 議

1. 議案第 9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
1. 議案第10号 涌谷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第11号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例
1. 議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例
1. 議案第14号 涌谷町奨学資金貸与条例を廃止する条例
1. 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について
1. 議案第 2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第16号 令和元年度度涌谷町一般会計補正予算（第9号）
1. 散会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課長 兼 参事	渡辺 信明 君	総務課財政再建対策室 参事兼 室長	今野 博行 君
企画財政課長 兼 参事	高橋 貢 君	まちづくり推進課長	大崎 俊一 君
税務課長	熊谷 健一 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野 哲 君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡 俊元 君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村 智香子 君
町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野 孝典 君	農林振興課長 兼 参事	瀬川 晃 君
建設課参事兼課長	佐々木 竹彦 君	上下水道課長	平 茂和 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	農業委員会事務局長	小野 伸二 君
教育委員会教育長	佐々木 一彦 君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海 潤 君
生涯学習課長 兼 参事	佐々木 健一 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	高橋 由香子	総務 班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	日野 裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第9号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、条例で引用している法律の条ずれが生じることから、関係する条例を一括で改正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の4ページをお開き願ひます。

議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成29年6月に改正されました地方自治法が本年4月1日から施行されることに伴い改正するものでございます。

内容といたしましては、町の条例が地方自治法を引用している条項が改正されたことに伴う条ずれの整理を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしますので新旧対照表1ページをごらんください。

第1条関係といたしまして、涌谷町監査委員条例の一部改正でございますが、地方自治法の改正で条の追加により、第243条の2が第243条の2の2に改正されたことに伴いまして、これを引用しております条例第2条第2項中、第243条の2を第243条の2の2に改めるものでございます。

次の、第2条関係の水道事業の設置に関する条例から第4条関係の国民健康保険病院事業の設置に関する条例の改正につきましても、同様の改正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

議案書にお戻り願います。

附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第10号 涌谷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。本案は、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴い、服務の宣誓に関し、会計年度任用職員の宣誓について簡略化できるよう所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案書5ページでございます。

議案第10号 涌谷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでございますが、新旧対照表を見ていただきたいと思っております。3ページになります。

第2条の服務の宣誓に1項を追加しまして、地方公務員法に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができるものと規定するものでございまして、ここで言う別段の定めといたしましては、これまで正職員につきましては採用時に任命権者の前で宣誓をしておりますが、会計年度任用職員については、宣誓書に署名をしたものを提出することで宣誓にかえるということで

考えているところでございます。

議案書にお戻り願います。

附則でございますが、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号 涌谷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 涌谷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第11号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、校医及び管理校医の報酬について数年前から増額の要望があり、県内の状況を確認したところ、県内でも低い水準であることを承知しておりましたが、今般、改めて遠田郡医師会から要望があり、同じ遠田郡医師会に属しております美里町教育委員会と協議検討を行い、報酬額を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 議案書11ページをお開きください。

新旧対照表は4ページ、5ページとなります。

新旧対照表5ページの中ほど、校医、管理校医の欄となります。ただいま町長の提案理由にもございましたが、校医の報酬アップについては数年前から遠田郡医師会から要望がございました。この校医の報酬に関しましては、他の自治体を調査した資料がございまして、当町の報酬基本額8万5,000円に対して県北21市町の調査結果から、基本平均額は16万円という結果でございました。

また、令和元年10月10日付で遠田郡医師会から、学校医の報酬等の増額に関する要望書が涌谷町教育委員会と美里町教育委員会に届いているところでございます。これを踏まえ、美里町教育委員会と協議を重ね、今回別

表のとおり、調査した平均までとはまいませんが、校医の報酬基本額を1校当たり8万5,000円から10万5,000円に、管理校医の報酬を1校当たり2万円から3万円に変更しようとするものです。

校医は、内科、歯科、耳鼻科、眼科、それぞれの専門ごとに健診していただくもので、基本額のほか、児童・生徒の人数割で報酬を支払っております。

管理校医は内科校医に担っていただいております、健診のほか、学校保健委員会を開催いただき、家庭、地域と連携の上、学校における健康の問題、解決に向けた協議を重ね充実に導いていただいております。

なお、校医及び管理校医の報酬の増額については、平成19年3月以来の改正となります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例と日程第5、議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） ただいま一括上程されました議案第12号及び第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が、令和元年9月27日に公布され令和2年4月1日から施行されることに伴い、涌谷町公共物管理条例及び道路占用料条例において準拠して定めております。公共物及び道路占用料の額について改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例と議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

それでは、議案書7ページから8ページと、新旧対照表の6ページから7ページをお開き願います。

ただいま町長より提案理由を一括で申し上げましたとおり、道路法施行令の一部が改正されたことから、公共物占用料と道路占用料は、道路法施行令に準拠していることから、町条例も同様に占用料の額を改正するものです。

新旧対照表、議案第12号別表で、左が改正前で右が改正後であります。下線の金額に改正するものです。おおむね増額となるものです。

次に、8ページをお開きください。

14ページまでが議案第13号別表で、道路占用料も同じくおおむね増額となるものでございます。

参考としまして、この改正により、今年度、公共物占用料は5万6,000円、道路占用料で54万円の計59万6,000円ほどの増額が見込まれるものです。

改正の施行期日は令和2年4月1日から施行するものです。終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第14号 涌谷町奨学資金貸与条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、これまで行ってまいりました奨学資金の貸与について年々申請者が減ってきており、令和2年4月1

日から国において消費税引き上げによる財源を活用した入学金及び授業料の減免並びに給付型の奨学金制度を実施することから、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、昨年度までに決定しているものについては、引き続き奨学資金を貸与することとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 議案書14ページをお開きいただきます。

新旧対照表は15、16ページとなります。

定例会資料3月会議資料7ページ、8ページとなります。

先ほど町長の提案理由にもございましたが、令和2年4月1日から、国において高等教育の奨学支援の新制度が実施されます。このことにより、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校についても授業料等減免制度が創設され、給付型奨学金の支給が拡充されることとなります。

支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生となります。

授業料の減免は、各大学等が国公立、私立により入学金及び授業料の減免となり、表のとおり減免されます。

また、その下の表、給付型奨学金の欄ですが、各大学等の学生に自宅生か自宅外生によって表記載の金額が支給されることとなっております。

右側の棒グラフでは、住民非課税世帯に準ずる世帯の学生として年収の目安が示され、年収目安が約270万円以下の世帯には右の表の満額を、年収目安が300万円以下の世帯にはその3分の2を、年収目安が380万円の世帯には3分の1がそれぞれ減免支給されるものとなっております。

次のページの資料となります。当町の申請状況です。平成26年度には11名であった申請者は年々減少し、昨年度は2名となっております。当町のこれまでの選考基準は、日本学生支援機構の選考基準（第1種）、これは先ほど申し上げました住民非課税世帯に準ずる世帯となりますが、これを簡素化した涌谷町奨学資金貸与選考基準に基づき家計の状態のほか、人物、健康、学力を基準に貸し出しておりました。今回の廃止により該当とならない学生が出てくることは予想されますが、その学生においては日本学生支援機構の奨学資金を借りていただくこととなります。

資料の下に記載しておりますが、全国的に奨学資金の受給率は平成23年度をピークに減少しており、無利子、無条件の貸与型は減っている傾向にあります。また、貸与型ですと、卒業と同時に借財を抱えて社会人となる懸念材料もありましたので、今回国の新制度が実施されるこのタイミングで廃止しようとするものでございます。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号 涌谷町奨学資金貸与条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 涌谷町奨学資金貸与条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第15号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎地域広域行政事務組合理約に規定する衛生費負担金について、起債償還等が終了した施設名を削除するとともに、災害等廃棄物処理事業費補助金及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）に係る経費支弁の方法について、搬入された市町ごとの数量に応じた負担割合とすることを新たに規定するため、規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案書15ページをお開きください。

新旧対照表につきましては、17ページ、18ページをお開き願います。

ただいま町長の提案理由でありましたように、地方自治法第286条第2項の規定により、組合理約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の議会の議決を経て協議によりこれを定め、宮城県知事に届け出を行うこととされており、今回規約第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金のうち、衛生費負担金の第3条第3号の事務に要する経費について、組合統合前に借り入れした起債償還及び地方交付税算入が終了した説明を削除するとともに、災害等廃棄物処理事業費補助金の交付の対象となる事業費及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）の交付の対象となる事業費に係る経費支弁の方法について、当該予算年度において一般廃棄物処理施設に搬入された市町ごとの数量に応じた負担割合とすることを新たに規定する必要があるため、今回変更するものとしまして、今回関係市町との協議が整いましたので提案させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の下線部分が今回変更する箇所、17ページ、衛生費負担金のうち、除外する項目として災害廃棄物処理事業費及び放射性物質汚染廃棄物処理事業（農林業系廃棄物の処理加速化事業）補助対象経費を除くことを加えております。

18ページに移ります。

18ページにつきましては、組合統合前に借り入れた起債費、起債償還及び地方交付税算入が終了した施設として大崎中央桜ノ目衛生センターを削除するものです。

19ページにつきましては、17ページで除外した災害等廃棄物処理事業費補助金の交付の対象となる事業費及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）の交付の対象となる事業費に係る経費支弁の方法について、それぞれ規定するものでございます。

議案書18ページにお戻りください。

附則でございます。附則としてこの規約は令和2年3月25日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第2号

令和2年3月9日

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦謙一	
賛成者	同	伊藤雅一	

賛成者	同	稲葉定
賛成者	同	佐々木みさ子
賛成者	同	大友啓一

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

(提出の理由)

財政再建計画の経費の見直しの項目のうち、特別職人件費の削減の一環として、議会としても引き続き議員報酬の5%削減を行い財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えるものである。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（久勉君） ただいま上程されました議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局総務班長が朗読したとおりでご理解いただけるかと存じますが、財政再建計画の経費の見直しの項目のうち、特別職人件費削減の一環として、議会としても引き続き議員報酬の5%削減を行い財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えるものです。

次のページをお開き願います。

改正の内容は、原則として次の1項を24として加え、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間、議長、副議長及び議員の報酬月額について100分の5を減じるとともに、期末手当の支給に当たってはそれぞれ減額後の報酬月額を適用し、算定しようとするものでございます。

また、改正後の本条例は公布の日から適用するものです。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が新たに規定いたすものでございます。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） ここにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第16号 令和元年度度浦谷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,669万6,000円を増額し、総額を89億978万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては町税では年度末までの見込みとして増額いたし、国庫支出金においては災害廃棄物処理事業のほか、指定避難所改修事業に要する補助金を見込み、県支出金では台風19号で被災されました被災農業者支援に係る交付金を増額いたすものでございます。

諸収入におきましては台風19号で被災した高齢者福祉複合施設に対し保険金が支払われたため、増額いたそうとするものでございます。

地方債においては災害復旧事業に係る地方債のほか、国の補正予算関連として道路整備に係る地方債等を増額いたそうとするものでございます。

次に、歳出の主な内容でございますが、議会費におきましては年度末までの見込みにより減額いたそうとするものでございます。

総務費におきましては、複合文化温泉施設指定管理料として基本協定計画の指定管理料から減額をお願いしていた分について増額いたそうとするものでございます。

民生費におきましては、台風19号で被災されました方への支援として、国の補助金を活用いたし被災住宅解体処分事業費について増額いたそうとするものでございます。

また、国民健康保険特別会計への繰り出し、後期高齢者医療特別会計への繰り出し、児童館経費及びこども園経費につきましては見込みにより減額いたそうとするものでございます。

衛生費においては、大崎地域広域行政事務組合に対する負担金を増額いたそうとするものでございます。

農林水産業費におきましては、国の補正予算を活用した県営圃場整備事業費を増額いたそうとするほか、被災農家の方が早期に事業再開が行われるよう県の制度を活用いたし、営農再開支援等に対する補助金を増額いたそうとするものでございます。

また、農地集積集約化対策事業等において、事業費の確定により減額いたそうとするものでございます。

商工費におきましては、中小企業振興資金融資規約に基づく損失補償金について増額いたそうとするものでございます。

土木費におきましては、国の補正予算を活用した道路改良事業費を増額いたそうとするものでございます。

消防費におきましては、国の補正予算を活用した指定避難所の環境整備に係る経費を増額いたそうとするもの

でございます。

教育費におきましては、給食費管理システム導入事業について再検討の結果、中止としたことにより減額いたそうとするものでございます。

災害復旧費におきましては、事業の確定によりそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長以下、順次説明をお願いいたします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第16号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）、68ページ、69ページをお開き願います。最後のページになります。

まず、人件費から説明いたします。

68ページ、給与費明細書、1 特別職でございます。この表の下のほうの比較のところを見ていただきたいと思ひます。

議員の報酬で50万4,000円の減額でございますが、1月会議で改正されました議員報酬の減額によるものでございます。共済費の減額につきましても報酬の減に伴うものでございます。その下、その他特別職の人数で52人の減、報酬で135万6,000円の減につきましては、選挙での開票立会人や経済センサス基礎調査、それから都市計画審議会委員、消防団員等での減によるものでございます。

次に、次のページ、69ページをごらん願います。一般職でございます。

（1）総括の比較の欄を見ていただきたいと思いますが、給料で69万3,000円の減につきましては、休職者や育児休暇の職員に係る分でございます。職員手当の637万7,000円の減につきましては、下の段の職員手当の内訳を見ていただきたいと思いますが、時間外手当で417万4,000円の減額となっております。大きいところでは、総務費におきまして支出しております夏祭りや秋の一斉清掃の中止、台風19号以外の災害分として計上していたものの減額や町長選挙、町議会選挙での減額のほか、各課におきまして年度末までの所要額を確認し、減額となったものでございます。

下の欄にあります期末手当、勤勉手当、管理職特別勤務手当の減額につきましては、支給実績により減額いたすものでございます。その他の手当につきましては、職員の異動等により増減いたすものでございます。

一番下の表の（2）のその他の退職手当負担金593万6,000円の増額につきましては、退職に伴う特別負担金により増額となったものでございます。

5ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、5ページ、第2表繰越明許費でございます。年度内に事業が終わらない見込みでありますことから、13件、総額12億9,634万9,000円の明許繰越をお願いするものでございます。

なお、3款民生費3項災害救助費におきまして、2月28日に事業に伴います災害廃棄物処理事業の事業査定が行われまして、査定の結果、事業費に大幅な変更が生じた状況でございます。つきましては、本議会におきまして変更後の繰越明許につきまして再度提案をお願いしたいと考えております。

第3表債務負担行為補正でございます。1 債務負担行為の変更、学校給食調理配送業務に係る委託料、放課後児童クラブ運営事業委託料、ともにさきの入札に伴いましてその差額を補正するものでございます。

6ページをごらんください。第4表地方債補正、指定避難所改修事業1,000万円でございます。こちらについては後ほど歳出のほうであります9款1項1目にあります災害対策費で計上しておりますが、避難所における環境整備事業として借入れを行うものでございます。

2地方債の変更でございます。地方債の変更といたしまして15事業におきまして、それぞれの事業の確定見込み、国の補正予算事業分についてそれぞれ増減をしようとするものでございます。

説明につきましては各予算の中で説明させていただくこととなりますが、今回この15事業におきまして5,470万円の増額、先ほどの追加を合わせますと6,470万円の増額となるものでございます。

10ページ、11ページ、歳入に移らせていただきます。

○**税務課長（熊谷健一君）** 1款町税総額1,180万円の増額でございます。その内訳ですが、1項1目個人町民税現年課税分300万円の増額、個人町民税滞納繰越分230万円の増額、2目法人町民税現年課税分700万円の減額、法人町民税滞納繰越分70万円の増額、2項固定資産税現年課税分1,100万円の増額、固定資産税滞納繰越分100万円の増額、3項軽自動車税現年課税分80万円の増額、全て年度末までの見込みで増減するものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 11款1項1目②特別交付税607万9,000円の増額につきましては、震災復興に伴います特別交付税の増額を見込んで計上するものでございます。

○**町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君）** 13款分担金及び負担金2項2目1節児童福祉費負担金④未収繰越分54万8,000円の減額と、⑥他市町村受託保育利用負担金11万1,000円の増額は、年度末までの見込みにより増減いたすものです。

次のページをお開きください。

○**町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君）** 2節の老人福祉費負担金50万円の減額①老人ホーム入所負担金につきましては3月までの見込みにより減額をお願いするものです。年度末の入所対象者につきましては9名となっております。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 14款1項1目総務使用料①行政財産使用料5万円の増、③町民バス使用料10万円の減、それぞれ見込みにより計上させていただくものでございます。

○**町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君）** 6目2節幼稚園使用料③未収繰越分30万6,000円の減額につきましては、年度末までの見込みにより減額いたすものです。

15款国庫支出金1項1目1節児童福祉費負担金⑥子育てのための施設等利用給付交付金280万8,000円の増額につきましては、10月から始まりました幼児教育・保育無償化事業によるもので、幼稚園の預かり保育、無認可保育、私立幼稚園に係る利用料に対する国庫支出金で、補助率は2分の1で交付決定を受けた分を計上しております。終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 5節①国民健康保険基盤安定負担金58万円の減額ですが、12月13日に県からの決定通知により減額するものでございます。

次、13節①低所得者介護保険料軽減負担金472万6,000円の増額ですが、昨年10月に施行されました消費税増税に伴い所得段階別保険料、これまでは1段階のみ軽減されていたところが、1段階から第3段階まで拡大され、軽減率も拡大されたことによりまして、2月18日付、県から決定通知を受けたもので増額いたすものでござい

ます。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 続きまして、2項2目9節①災害廃棄物処理事業費補助金1,507万1,000円の増額につきましては、災害廃棄物処理事業費の国庫補助率2分の1相当額を追加で計上いたすものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の12節厚生労働施設災害補助金1,647万1,000円の減額につきましては、ゆうらいふの台風19号による浸水被害に対します民生施設災害復旧費補助金でございます。国の交付決定が令和2年度になるとの連絡がありましたので減額を行うものです。なお、査定後に令和2年度補正予算にて再度、計上を予定しております。終わります。

○上下水道課長（平 茂和君） 14ページ、15ページをお開きください。

3節環境衛生費補助金2万5,000円の減でございますが、循環型社会形成推進交付金の確定見込みによるものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、5目1節④社会資本整備総合交付金は、大谷地線道路改良工事に対する国の補正予算分2,200万円の52.8%を計上するものです。

6節⑧社会資本整備総合交付金は、木造住宅耐震改修助成事業等と、八雲住宅3号棟の外壁改修工事に係る補助金の額が確定したことにより減額するものです。

7節②公共土木施設災害復旧事業費査定設計委託等補助金は、補助対象限度額の2分の1を今回増額計上するものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、6目消防費国庫補助金⑥社会資本整備総合交付金で1,000万円の増額でございますが、詳細につきましては歳出でご説明申し上げますが、指定避難場所の機能強化のための施設整備費補助金としまして交付を受けるものでございます。補助率は対象経費2,000万円の2分の1となるものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 7目1節①就学援助費補助金1万円の増額につきましては、要保護生徒1名が対象となったことからその補助金となります。

②特別支援教育就学奨励費補助金は人数確定により12万2,000円減額しようとするものです。どちらも補助率は2分の1となります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 16款1項1目2節児童福祉費負担金⑥子育てのための施設等利用給付交付金175万5,000円の増額は、国庫支出金で説明いたしました県分で、補助率は4分の1でございます。交付決定額を計上しております。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 5節①国民健康保険基盤安定負担金は、県負担分に対して22万円の減額をいたすものでございます。

次、12節①後期高齢者医療保険基盤安定負担金についても、保険料軽減に対し12月13日付、交付決定を受け20万9,000円の増額を行うものでございます。

15節①低所得者介護保険料軽減負担金は、軽減額、これも県負担金分の4分の1に対し、2月28日付、交付決定により236万3,000円の増額をいたすものでございます。

次のページ、お願いします。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 2項県補助金総務費県補助金⑧バス運行維持対策補助金3万2,000円の増でございますが、交付確定によるものでございます。

○税務課長（熊谷謙一君） 2節①自然環境保全奨励交付金2万6,000円の増額ですが、確定見込みによるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2目4節児童福祉費補助金①乳幼児医療費補助金9万7,000円の増額につきましては、歳出の子ども医療費助成金の増額に伴うもので、補助率は対象分の2分の1でございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） ⑩乳幼児医療助成事業運営強化補助金53万5,000円の減額につきましては、県単独事業、我々は地方単独事業と申しておりますが、乳幼児医療給付費に対し、国庫補助金がこれまで減額されていた分を県が負担していたところでございまして、その県が減額することを廃止したことによりまして県補助金も廃止となったところでございます。

次、3目1節保健衛生費補助金⑯がん患者医療用ウィッグ購入助成事業費補助金1万円の増額をお願いするものでございます。1月末まで2名分の予算執行でございましたが、1月にさらに1名の方から相談を受け、1名の追加分、1万円の増額をお願いするものでございます。

○農業委員会事務局長（小野伸二君） 4目1節①農業委員会費補助金47万8,000円の増額でございますが、追加の交付決定により増額をお願いするものです。終わります。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） ②農地集積集約化対策事業費補助金経営転換協力金でございますが、当初計上時は10アール当たり3万円でしたが、制度の変更によりまして10アール当たり1万5,000円になったこと、また実績見込みにより397万1,000円を減額するものでございます。

③農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金、④園芸特産重点強化整備事業費補助金、⑧環境保全型農業直接支払い補助金につきましては額の確定により減額するものです。

なお、⑧の環境保全型農業直接支払い補助金につきましては、国2分の1、県4分の1分でございます。

④農業経営力向上支援事業補助金40万円の減額でございますが、集落営農などが法人化の取り組みに対し、1組織40万円が国から交付されるものでございますが、当初2組織のうち、1組織が取り組まないとしたことから減額するものでございます。

⑫強い農業担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）につきましては、昨年の台風19号により被災した農業関係機械や施設の補修、更新等の支援交付金でございまして、11月に4,500万円を計上いたしてございましたが、要望が多くあり追加での増額補正をお願いするものでございます。補助率につきましては、国が2分の1、県が4割、残りの1割につきましては受益者負担となり、歳入での計上分は国、県分を計上するものでございます。終わります。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 続きまして、6目1節住宅費補助金は、木造住宅耐震診断と改修工事助成事業補助金で、件数の確定により減額になるものです。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 8目1節③へき地児童生徒援助費等補助金221万8,000円の減額は、学校統合により遠距離通学となった通学費の補助となりますが、当町は箕岳白山小学校がスクールバスが該当しております。補助対象となる児童・生徒の人数が確定したことにより減額いたそうとするものです。

補助率は所定の計算をしたものの2分の1となります。

④学び支援コーディネーター等配置事業補助金8万9,000円の減額は、交付決定額の確定による減額となります。補助率は100%です。

2節④原子力・エネルギー教育事業費補助金は、備品購入による契約差金分を減額しようとするものです。こちらにつきましても満額補助となっております。終わります。

○**税務課長（熊谷謙一君）** 18ページ、19ページをお開き願います。

3項委託金①県民税徴収事務委託金44万6,000円の増額ですが、確定によるものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 同じく1目総務委託金3節統計調査費委託金でございますが、⑧農業センサス交付金8万2,000円の増、⑩経済センサス基礎調査交付金40万4,000円の減、いずれも交付決定による増減でございます。

○**生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君）** 6目2節社会教育費委託金の⑧埋蔵文化財調査委託金で94万4,000円の減額ですが、県からの委託金で事業費の減額が見込まれますことから減額するものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 17財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入でございます。①土地貸付料31万3,000円、③未収繰越金分255万円、いずれも確定によるものでございます。③未収繰越分につきましては、こちらゴルフ場の貸し付け利用につきまして、昨年度、申し出をいただきまして繰り越しをさせていただいて未収分となっていたものが確定し、入金がされたことから確定として計上するものでございます。

2建物貸付料①建物貸付料32万2,000円の減額でございますが、これは見込みによりの減額となっております。

2項財産売り払い収入1目不動産売り払い収入①土地売り払い収入160万3,000円につきましては、土地の売り払いの確定を計上させていただくものでございます。今回につきましては、3カ所について売買をさせていただき、その売却費を計上させていただいたものでございます。以上で終わります。

○**総務課参事兼課長（渡辺信明君）** 続きまして、18款1項1目①一般寄附金で496万円の増でございますが、通常の寄附金のほか、台風被害に対する見舞金として受けました給付金を計上するものでございます。

②のふるさと納税で236万円の増額でございますが、1月補正の際に400万円の増額をいたしたところですが、ことしに入りましてからも多くの寄附をいただきましたことから増額をいたすものでございます。

2月末までの実績といたしましては、2,069万2,000円となっております。

次の①指定寄附金で62万円の増額でございますが、ふるさと納税のうち返礼品のない災害支援金としまして47万円、さくらんぼ子ども園の寄附として15万円、合わせて62万円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 19款繰入金2項基金繰入金1財政調整繰入金でございます。1億3,241万2,000円の減額でございます。財源調整のための減額となっております。

本予算案の可決後の基金残高でございますが、この時点、5億7,617万3,000円となります。

3目ふるさと涌谷創生基金繰入金110万5,000円の減額でございますが、こちらも財源調整のための減額となっております。

本議案可決後のふるさと涌谷創生基金残高におきましては3,960万7,000円となっております。以上です。

○**税務課長（熊谷謙一君）** 21款諸収入①延滞金300万円の増額ですが、年度末までの見込みでございます。終わります。

○**町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君）** 3項3目2節①看護師等奨学資金貸付金返還金216万円、②未収繰越分26万5,000円の増額につきましては、いずれも貸付金の償還がありましたので措置するものでございます。終わります。

○**教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君）** 5目1節①奨学資金貸付金元利収入148万9,000円の増、②未収繰越金61万4,000円の増は、定期的な催告により年度末までの増額を見込むものでございます。

5項雑入3目1節①学校給食費徴収金200万円の減額については、年度末までの食数を見込んで減額いたそうとするものです。当初は全児童・生徒所定の日数を食す予定で計上しておりました。

②未収繰越金4万1,000円は、年度末までの見込みを増額いたそうとするものです。終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 次のページ、22ページ、23ページをお開き願います。

5目雑入②生活習慣病検診手数料623万1,000円の減額となるものでございます。当初、検診に係る自己負担分を町で徴収する予定でしたが、検診団体、予防協会と協議したところ、喀痰検診以外の自己負担分は検診団体で徴収していただくことにいたしました。歳出の検診委託料につきましてはの自己負担分を差し引いた分の請求に変更にしたことによるものの補正減となるものでございます。終わります。

○**町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君）** 職員等給食費徴収金201万円の減額は、年度末までの見込みにより減額いたすものです。これにつきましては常任委員会でもご指摘を受けましたが、もう少し早く精査するようにいたします。終わります。

○**農業委員会事務局長（小野伸二君）** ④農業者年金業務委託料手数料5万2,000円の減ですが、額の確定により減額するものです。終わります。

○**総務課参事兼課長（渡辺信明君）** ⑤市町村職員研修受講費助成金で22万5,000円の減につきましては、年度末までの見込みにより減額するものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** ⑥自動販売機電力使用料2,000円の増、こちらについては見込みにより増額するものでございます。

⑧宮城県市町村振興会市町村交付金16万8,000円の減については、こちらは確定により減額するものでございます。

○**町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君）** ⑨高齢者生活支援ハウス利用料40万円の減額につきましては、年度末までの見込みにより減額するものです。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** ⑩前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金553万7,000円の増額につきましては、平成30年度、町としての法定負担分12分の1分の精算交付となるものでございます。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 2節保険金②建物等保険金944万7,000円でございますが、こちらは先ほど福祉課長のほうからもありましたように、台風19号に伴いますゆうらいふの被災に伴いまして当町で掛けております町村会の建物共済にこちらのほうが該当したものですから、今回保険金として交付されたものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 3節の過年度収入151万6,000円の増額につきましては、障害者医療費負担金精算交付金として30年度分が交付されましたので増額するものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 22款町債につきましては、先ほど説明申し上げておりますので省略をさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。11時30分から再開します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

○議会事務局長（高橋由香子君） 説明続けます。

26ページ、27ページ、歳出に入ります。

1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費206万9,000円の減額のうち、9節旅費費用弁償16万1,000円、普通旅費102万4,000円の減額、13節委託料21万6,000円の減額につきましては、いずれも今後の見込みにより減額するものです。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2款1項1目細目2一般管理経費でございます。4節③社会保険料で2万8,000円の減。

次のページになります。7節②臨時事務補助員賃金75万4,000円の減につきましては、年度途中で退職された臨時職員に係るものでございます。

8節で①報奨金国保病院に係る有識者会議委員謝礼で3万円の増額でございますが、今後の国保病院のあり方について、地域医療や公営企業について幅広い知識を持った外部の専門家に意見を聞くことが非常に重要と考えられますことから今回有識者会議を設置するものでございまして、今年度におきましてはその準備会を開催したくその謝礼を計上したものでございます。なお、会議のメンバーといたしましては、宮城県医師会の橋本副会長のほか、東北大学医学部の藤森教授、それから県の関係職員など外部の方6名を予定しておりまして、町側といたしましては、町長、大友センター長、横井病院長がこれに加わるものでございます。

10節町長交際費につきましては年度末までの見込みで減額するものでございます。

12節②手数料でインターネット公金取扱手数料14万5,000円及び次の13節委託料のふるさと納税事務委託料の166万7,000円の増額につきましては、歳入で申しあげましたふるさと納税の増額に伴い発生する事務手数料等でございます。

12節役務費の訴訟申請手数料の200万円の減額につきましては、建設課の公営住宅明け渡し訴訟分でございますが、昨年度からの繰り越しで今年度、間に合ったということから不用となったものでございます。

13節委託料の作文試験審査委託料につきましては、年度途中で退職した職員の補充としまして来年度採用の採用試験を行った際の作文試験審査委託料でございます。

次の細目3職員研修経費の19節③研修会負担金の12万6,000円の減につきましては、年度末までの見込みによ

り減額いたすものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 4目財産管理費1管財一般経費委託料338万6,000円の増額でございますが、こちらは指定管理をさせていただいております健康文化複合温泉施設管理料につきまして当初予算におきまして減額をしておりましたが、協定書どおり金額を戻すといたしまして増額をするものでございます。

19負担金補助及び交付金③その他負担金温泉施設整備環境整備負担金28万円の減額でございますが、こちらは源泉処理に伴います工事費の確定により減額するものでございます。

22補償補填及び賠償金34万1,000円の減額でございますが、給水管移設補償金といたしまして、今回工事に伴う水道等の移設を行うことに伴いまして今回補填金として34万1,000円を減額するものでございます。以上です。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の細目4情報化推進経費11節⑥修繕料4万2,000円の増につきましては、職員用のノートパソコンの修繕料でございます。

14節①パソコンリース料45万円の減につきまして、本年度更新しましたリースパソコンの契約差金となるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 同じく6地域交通対策経費3万2,000円の減でございますが、こちら報酬非常勤職員報酬といたしまして2万円の減、地域公共交通機関委員報酬の2万円の減でございます。こちらにつきましては実績がないために今回減額するものでございます。

9旅費①費用弁償8,000円の減、②普通旅費4,000円の減、合わせて1万2,000円の減につきましても同じく実績がありませんでしたので今回減額させていただくものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次に、細目1交通安全対策経費で42万3,000円の減、次の細目1職員福利厚生経費で職員健診委託料で22万5,000円の減につきましては、それぞれ年度末までの見込み及び事業の確定による増減でございます。終わります。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） 続きまして、10目1コミュニティ事業費11⑥修繕料12万6,000円の増につきましては、中地区コミュニティセンターの災害復旧以外の調理室の床の張りかえなどの修繕となり、運営側でなる中地区コミュニティセンター運営協議会からの要望によるものです。なお、この修繕料につきましては、全額を運営協議会から寄附されることになっております。

次に、19④補助交付金18万円の減は、それぞれ確定によるものです。

細目2移住・定住推進事業経費につきましては9,000円の減となり、確定による減となります。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次のページ32ページ、33ページをお開き願います。

細目2その他諸費の12節③総合賠償保険料1万6,000円の減につきましては、額の確定によるものでございます。

続きまして、下のほうになります4項選挙費でございます。細目1の涌谷町議会議員選挙費で211万3,000円の減、次のページになります。同じく細目1の涌谷町長選挙費172万1,000円の減につきましては、額の確定により減額するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 5項統計調査費2目統計調査費細目6農林業センサス8万1,000円の増でございますが、調査員の追加に伴う確定でございます。

25経済センサス基礎調査40万4,000円の減でございます。報酬29万3,000円、需用費として11万1,000円、こち

らについては確定による減額となっております。

○**議会事務局長（高橋由香子君）** 36ページ、37ページをお開きください。

6項1目細目1監査委員経費15万6,000円の減額のうち、9節旅費費用弁償6万円、普通旅費7万6,000円の減額、19節負担金補助及び交付金1万円の減額につきましては、確定見込みにより減額するものです。終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 次、3款1項1目細目3国民健康保険対策経費309万7,000円の減額でございます。

28節繰出金で国民健康保険特別会計への繰出金で国保基盤安定繰出金等、それぞれ確定見込みによります減額、増額を行うものでございます。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君）** 3目老人福祉費敬老事業経費でございます。39万6,000円の減額ですが、敬老事業の終了に伴います減額になります。終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 次のページ、38ページ、39ページをお開き願います。

細目5介護保険対策経費317万2,000円の増額となります。28節繰出金で介護保険事業会計への繰出金となりますが、介護給付費繰出金につきましては、特別会計における介護給付費の減額を見込み、町負担率12.5%分の659万6,000円の減額、給与費等繰出金、介護予防日常生活支援総合事業費繰出金、その他地域支援事業繰出金につきましてはそれぞれ年度末までの見込みによる増減、低所得者保険料軽減繰出金は歳入との連動でございますが、2月18日交付決定により945万3,000円の増額となるものでございます。

細目7後期高齢者医療対策経費28万円の増額につきましては、保険料軽減分に対する繰出金として県から12月13日、交付決定を受け増額するものでございます。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君）** 次の障害者福祉費1の在宅障害者福祉費45万円の減額でございますが、臨時賃金といたしまして臨時賃金の支出科目の組みかえによる減額になります。

6の障害者自立支援費償還金国庫負担金返還金の11万4,000円の増額につきましては、平成30年度県の自立支援医療費、育成医療、更生医療等の事業費の確定による負担金の返還金になります。

7の地域生活支援費でございますが、20万円の減額、これにつきましては障害者支援区分認定医師意見書の作成料3月までの見込みにより減額するものです。終わります。

○**町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君）** 2項児童福祉費1目細目4、11の④印刷製本費2万4,000円の減額と、次の細目5、20の①子ども医療費助成金60万円の増額につきましては、年度末までの見込みによる増額でございます。

次のページをお開きください。細目7、1の③保育施設利用調整会議委員報酬と9の①費用弁償の減額は、調整会議に係るもので欠席者の分を減額いたすものです。

19の④地域子育て支援拠点事業補助金515万8,000円の減額につきましては、涌谷保育園子育て支援センター事業に係る補助金で、担当する保育士の人件費の減額により、申請額の減額となったものです。

23の①国県過年度交付金精算返還金196万円の増額につきましては、子ども・子育て交付金の平成30年度分の返還金でございます。

細目8、①国県過年度補助金精算返還金12万3,000円の増額につきましては、児童虐待対策総合支援事業補助

金の平成30年度分の返還金でございます。

4 児童館費細目 2、4、③社会保険料と 7 の②臨時保育士賃金、合わせて353万円の減額につきましては、年度末までの見込みによる減額でございます。

12、②手数料のうち、電子複写機保守管理手数料等 3 万3,000円の減額は見込みによるもので、次の消防設備保守点検手数料2,000円の減額、ピアノ移設手数料 3 万6,000円の増額と通信機器設定手数料20万8,000円の減額は、新放課後児童クラブへの引っ越しに係るもので、それぞれ見込みにより増減いたすものです。

18、①備品購入費286万7,000円の減額につきましては、新放課後児童クラブに係る備品で、行政報告で申し上げました24時間テレビチャリティー事業により備品の寄附を受けましたことから、その分を減額するもので、放課後児童クラブ分といたしましては総額350万円相当の備品の寄附となります。

6 目保育所費、次のページをお開きください、細目 3、4、③共済費から 7、②臨時保育士賃金、合わせて419万4,000円の減額は、年度末までの見込みにより減額いたすもので、8、①嘱託医謝礼11万6,000円の減額は確定によるものです。

11 需用費の35万円の減額、19、③県社会福祉協議会負担金3,000円の減額まで、年度末までの見込みにより減額いたすものです。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 3 項 1 目災害救助経費につきましてご説明いたします。

11 節⑥修繕費につきましては10万3,000円の減額ですが、仮設住宅改修分になります。

続きまして、13 節委託料被災住宅解体処分委託料につきまして3,014万1,000円の増額をお願いいたすものでございます。台風19号により家屋に甚大な被害を受け倒壊のおそれのある家屋の全部を解体、撤去する場合、助成を行おうとするものです。対象となる建物は、全壊または半壊の判定を受けた家屋などで、全て解体するものを対象としています。全壊または半壊の罹災証明をお持ちの方に解体の意向調査を行いましたところ、解体希望は 7 件となっております。

続きまして、21 節貸付金につきましては、現在貸し付けの申し込みがございませんので850万円の減額をいたすものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、次のページ、44ページ、45ページをお開き願います。細目 2 保健衛生事務経費 2 万円の増額でございますが、④補助交付金として医療ウィッグ購入助成金 1 名分を追加いたすものでございます。

細目 5 地域医療対策経費 4 万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、大崎市民病院救命救急センターに対し72万7,000円の増額、大崎市夜間急患センターに対し 9 万円の減額、石巻市夜間急患センターに対し59万6,000円の減額をいたすものでございます。終わります。

○上下水道課長（平 茂和君） 細目 5 生活排水処理施設経費でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきまして、当初70基の見込みが12基と確定見込みが出ましたので268万4,000円を減額するものです。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 4 目疾病予防対策事業費13節委託料といたしまして657万8,000円の減額をお願いするものでございます。歳入雑入でもご説明いたしましたが、喀痰検診以外の検診につきまして自己負担分は検診団体に徴収をしていただき、自己負担分を除いた委託料の請求を受けたことから減額補正といたすものでございます。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 2項清掃費1目塵芥処理経費19節大崎地域広域行政事務組合負担金になります。607万9,000円の増額でございますが、震災復興特別交付税分になります。終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 46ページ、47ページをお開きください。4項1目細目2医療福祉センター管理経費28万円の減額ですが、11需用費の③燃料費、⑤光熱水費を今後の見込みにより合わせて28万7,000円増額し、12の①通信運搬費ではこれまでの実績などから今後の見込みにより56万7,000円を減額するものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（小野伸二君） 6款1項1目細目1委員会運営経費で9節①費用弁償で6万円の減額ですが、年度末までの見込みにより減額するものです。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 3目1節細節1農業振興対策事業費④補助交付金農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金及び園芸特産重点強化整備事業費補助金につきましては、確定により減額するものでございます。6次産業化推進事業補助金につきましては、今年度、申請がありませんでしたので減額するものでございます。稲作再生産準備資金貸付利子補給補助金につきましては、確定により減額するものです。48ページ、49ページをお開きください。

細節2農地整備事業経費国県負担金県営圃場整備事業負担金1,172万4,000円の増額でございますが、国の増額補正に伴いまして2地区分、鹿飼沼地区、名鱈地区分の増額補正をお願いするものでございます。

細節3農業用排水路整備事業経費国県負担金1,394万7,000円の増額でございますが、基幹水利施設管理事業負担金につきましては、これも国の補正予算によりまして1,396万1,000円の増額、岩堂沢、二ツ石ダム地区基幹水利負担金につきましては1万4,000円の確定による減額をお願いするものでございます。

17目19節細節1水田農業構造改革対策事業経費補助交付金環境保全型農業直接支援対策交付金215万4,000円の減額でございますが、確定によるものではございますけれども、国2分の1、県4分の1、町4分の1分の減額となるものでございます。

農地集積集約化対策事業補助金397万円の減額でございますが、確定によるものでございます。なお、実績といたしましては31件で、面積にして36.5ヘクタールでございました。

④農業経営力向上支援事業補助金40万円の減額でございますが、歳入でお話ししました1組織分の減額となるものでございます。

続きまして、強い農業担い手づくり総合支援事業補助金被災者支援型3,273万3,000円の増額ですが、歳入でも説明いたしましたが、台風19号で農業機械施設等の補修費や更新などであり、26経営体98の施設や機械の修繕、機械更新となるものでございます。

なお、歳入で11月計上と申し上げましたけれども、歳入歳出とも1月の計上でございました。大変済みませんでした。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） 次に、7款商工費1商工業対策経費19節④補助交付金47万4,000円の減につきましては、産業祭が台風19号の影響で中止となったため減額するものでございます。

22の①損失補償金149万3,000円の増につきましては、中小企業振興資金融資を行っている上で1件の代理弁済が発生したことから、宮城県信用保証協会と締結している中小企業振興資金に対する損失補償契約に基づき補償を行うことから計上するものでございます。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。細目2企業誘致対策経費6万4,000円の減となります。全て確定による減でございます。

次に、3目1観光振興対策経費15万1,000円の減、委託料15万1,000円の減につきましては、全て契約差金となります。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 続きまして、8款土木費です。1目13節木造耐震診断委託料は、予定5戸に対して3戸と確定したために減額となるものです。

19節負担金補助及び交付金は各補助金額の確定により減額するものです。

次のページ、52、53ページをお開きください。2項2目13節委託料は、地域の除草作業への委託料等で、額の確定による減額でございます。

14節使用料及び賃借料は、町道等の砂利敷等に使う機械の借り上げ料が確定したことにより減額するものです。

3目13節委託料は、執行額の確定により減額するものです。

15節工事請負費は交付金道路改良事業の大谷地線道路改良工事が補正により増額となり、その他工事は執行額の確定により差し引き1,993万9,000円の増額計上をお願いするものです。

続きまして、3項1目4都市計画審議会経費は、審議会案件はなかったことから今回減額するものです。

○上下水道課長（平 茂和君） 4目下水道費下水道事業費ですが、19節の負担金補助及び交付金につきましては、下水道事業会計へ繰り出す103万6,000円を減額するものです。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 公営住宅の管理経費、工事請負費八雲住宅3号棟外壁改修工事は、契約差金によるものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の9款消防費細目1非常備消防経費135万4,000円の減額でございますが、1節③消防団員報酬96万8,000円につきましては団員の減に伴うもので、次の18節①消防団員用資機材購入費の38万6,000円の減につきましては、本年度購入しましたチェーンソーやトランシーバー等の購入差金によるものでございます。

次の細目2消防施設整備事業費19節③消火栓設置工事負担金34万円の減につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

次の細目2災害対策経費で15節工事請負費の指定避難所改修工事で2,010万円の増でございますが、このことにつきましては、歳入の消防費国庫補助金で若干触れさせていただきましたが、国の12月補正におきまして措置されたものでございまして、昨年の台風15号、19号災害等を踏まえた指定避難場所等の整備、機能強化のための事業でございます。当町におきましては、涌谷中学校、涌谷高校、石坂集落センター、さくらんぼこども園、笹岳白山小学校の5施設についてトイレの洋式化を行うものでして、全部で20カ所の整備を行うものでございます。このうち、涌谷高校につきましては県の施設となっておりますが、町の指定避難場所となっておりますことから、県の教育庁のほうとご相談いたしまして了解をいただきましたことから事業を行うものでございます。また、避難場所となっております涌谷中学校の柔剣道場の軒下に通気口がありますが、常時開放されていることから台風の際に雨が中に吹き込むということで、今回通気口部分の改修工事もあわせて行うものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） ここで開会前に、上下水道課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○上下水道課長（平 茂和君） 先ほど45ページで生活排水処理施設経費の中で合併処理浄化槽の設置基数を7人槽18基と申し上げるところを、70基と申し上げました、誤りでございますので訂正しておわび申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（後藤洋一君） 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） それでは、56、57ページをお開き願います。10款教育費2目細目2、14節①使用料及び賃借料自動車借上げ料5万8,000円の減額は、年度末までの見込みにより減額するものです。

教員用パソコンリース料60万3,000円の減額は契約差金を減額するものです。

メール配信システム使用料10万円の減額は、今年度から利用開始したのですが、年度末までの見込みにより減額いたそうとするものです。

20節①要保護準要保護就学援助費2万2,000円は対象生徒1名の修学旅行に対する援助となり、この2分の1を歳入に計上させていただいております。

特別支援教育就学奨励費24万3,000円の減額は、人数の確定により減額で、歳入ではこの2分の1を減額しております。

細目5、8節①報償金及び支援コーディネーター等謝礼金8万9,000円の減額は、歳入で説明いたしました交付決定が減額になったことから減額するものでございます。

2項小学校費人件費は飛ばしまして、58、59ページをお開きください。細目2、7節②臨時事務職員賃金36万4,000円の減額は、臨時教諭補助員が一月休んだことと年度末までの見込みにより減額いたそうとするものです。

3項1目細目3、14節①使用料及び賃借料施設使用料5万2,000円の減額は、昨年実施いたしましたイングリッシュキャンプの残額を減額いたそうとするものです。

2目18節①備品購入費3万円の減額は、歳入で説明いたしました原子力・エネルギー教育支援事業補助金で、購入した備品の契約差金を減額いたそうとするものです。

4項幼稚園費にまいります。60、61ページをお開き願います。

細目2、7節②臨時事務職員賃金臨時教諭賃金22万9,000円の減額は、産休に入る予定の職員が園児のクリスマス会まで予定より1カ月長く出勤したため臨時教諭賃金一月分が不用となったことと、年度末までの見込みにより減額いたそうとするものです。

8節①報償金園医謝礼2,000円の減額は、年度末までの見込みを減額いたそうとするものです。

11節③燃料費2万4,000円と⑤光熱水費18万7,000円の増額、12節①通信運搬費1万8,000円の増額につきましては、年度末まで不足が見込まれることから増額をお願いするものです。

15節①工事請負費笹岳幼稚園網戸設置工事 1万1,000円の減額は、契約差金を減額いたそうとするものです。

細目 4、7 節②臨時事務職員賃金、臨時教諭賃金193万8,000円の減額は、フルタイム 1 名、パート 2 名を募集いたしました。応募がなかったため減額いたそうとするものです。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 細目 5、13、①委託料給食配食業務委託料71万円の減額につきましては町内幼稚園の給食委託料で、欠席児童分、預かり保育児童の増減等、年度末まで見込みにより減額いたすものです。終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 62ページ、63ページをお願いいたします。6 項 1 目細目 2 保健体育事務経費の19節負担金補助及び交付金の補助交付金32万5,000円の増額ですが、3 件ございまして、1 件目は昨年の 8 月、香川県で開催されました第13回全国中学生少林寺拳法大会に中学生 4 人が参加し、準決勝敗退が 2 人で、その他は予選敗退でございました。2 件目も昨年 8 月に神奈川県で開催されました第10回湘南藤沢カップ全国中学生ビーチバレーボール大会に中学生 2 名が参加し、結果は予選敗退でした。3 件目は、昨年11月に愛知県で開催されました2019少林寺拳法全国大会に小学生 3 名、中学生 3 名が参加し、結果は、女子組み演舞が本戦進出で、あとは予選敗退でした。この 3 件に補助対象経費の 2 分の 1 を補助するものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 2 目給食センター運営経費細目 2、1 節③非常勤職員報酬運営委員会委員報酬 2 万円の減額、9 節旅費①費用弁償9,000円の減額は年度末までの見込みを減額いたそうとするものです。

11節⑦賄い材料費200万円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、給食の食数が確定したことによる減額となります。

今回の新型コロナウイルス対策による学校の休業に対する食数は含まれておりませんので、それについては今後、精算してまいりたいと考えております。

12節②手数料給食費納入通知書対応テスト料100万円の減額と13節①委託料給食費管理システム導入業務委託料210万円の減額は、当初、学校給食費を公会計化しようと考えておりましたが、導入に当たり他自治体での状況を伺ったところ、公会計化したことにより収納率が落ちたことなど費用対効果を検討し、今回は公会計化を見送ることとしたものです。給食費の徴収は学校の働き方改革を進める上で必要と考えておりますので、これからも検討を続けてまいりたいと思います。終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 3 目細目 1 の体育施設管理経費の11節需用費の光熱水費につきましては、年度末までの見込みにより13万円の増額となっております。終わります。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 続きまして、次のページ、64、65ページをお開きください。11款災害復旧費です。2 項 1 目道路橋梁災害復旧費の委託料で減額となる委託料は、執行額の確定によるものでございます。増額は用地費、測量委託料等が必要となることから増額をお願いするものでございます。

公有財産購入費は、小塚地区の災害復旧に係る道路分の用地費を増額、差し引きし、総額3,604万7,000円の減額となるものです。

続きまして、3 目細目 1 住宅施設災害復旧費の工事請負費は、台風による淡島住宅の便槽 5 戸の補修を予定計上しておりましたが、浸水をくみ取り作業したところ、復旧したことから減額するものです。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 3 項文教施設災害復旧費 1 目細目 1、15節①工事請負費笹岳

小学校のり面災害復旧工事5,000円の減額は契約差金を減額いたそうとするものです。

細目3幼稚園施設災害復旧工事15節①工事請負費笹岳幼稚園敷地内災害復旧工事132万4,000円の減額は、被災した園庭を国庫補助事業の災害復旧を検討しておりましたが、説明会に参加したところ、園庭の土砂の流入箇所、流出箇所を明確にしないと災害査定において認められない可能性があること。そのためには、単独費で設計委託費が必要と考えられることなど災害査定まで時間を要することで、園児が園庭で遊べない期間が長くなることなどを考慮し、単独災害の範囲内で復旧することとしたため減額するものです。終わります。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） 66ページ、67ページをお開きください。5項1目1節その他公共施設公用施設災害復旧費15、①工事請負費14万円の減は契約差金によるものです。なお、中地区コミュニティセンターにつきましては既に修繕は終了し、2月より利用を再開しております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で議案第16号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）の説明は終了しました。

これより質疑に入ります。なお、人件費全般についての質疑はここで行わず、各予算の款項において質疑を行いますので、了承願います。

5ページ、第2表繰越明許費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく5ページ、第3表債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 6ページから7ページ、第4表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入ですが、歳入は一括質疑となりますが、22款町債は省略いたします。

10ページ、1款町税から23ページ、21款諸収入までについて質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 歳出に入ります。歳出は項ごとになります。

26ページから27ページまで、1款議会費1項議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 26ページから33ページまで2款総務費1項総務管理費。8番。

○8番（久 勉君） 29ページの報償費で国保病院に係る有識者会議委員謝礼とあるんですが、なぜこれを設けなきゃいけないのか。条例で丘の委員会を定めていて規則で丘の委員会にこういうことを諮問いたしますよということで病院の経営のことまで含めて定義されているわけですから、もし有識者ということになれば、丘の委員会の中からそういう話が出て委員の中に、例えばさっき申された医師会とか、大学教授とかというのを委員の中に入れていいことであって、それも総務費のほうに予算を置いて町長部局で国保病院に係る有識者会議を持つということはどういうことなのか、なぜそうしなければならないのか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいまご質問ありましたけれども、丘の委員会からはそういったようなご提言はなかつ

たところでございますけれども、やはり人口減少とか高齢化に向かって厳しい状況に病院経営がなっているのは、当然ご案内のとおりだと思いますけれども、そういった中で、やはりこういった際にしっかりとした地域医療とか、あるいは公営企業について幅広い知識を持った方にこの際、専門的な意見をいただきたいということの中で病院の経営改革には必要であろうと私が判断してお願いしたいということでございます。もちろん、そういった有識者の方からいただいたご意見というのは、そういった中で病院の方向性とか、あるいは町の支援のあり方については、当然、大友管理者と連携しながら検討していくところでございますが、まずはどういったようなことを、外部のほうから病院の経営のあり方についてどのような形でご指摘いただくかなということを私は期待して設置するものでございまして、やはり今までのような形の中では病院というのはこのまま続くのかなという大きな不安がございます。私は、この病院というのは、やはり自治体病院として、涌谷町の自治体病院として存続できるものならばそうしたいという必死な思いがございますので、そういった中で有識者会議というものを求めているわけでございますので、その辺のところはご理解いただきたいなと思います。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 大変厳しい状況下にあつて地域医療のこととか、病院の経営のこととかおっしゃいますけれども、果たして医師会の会長なり、大学教授とかが病院の経営に明るいのかといたら、決してそうではないと思われま。

公営企業法全部適用にしたときに、これはどういう方を企業の管理者に置くだという質問したときに結局明快な答弁は得られなくて、その委員長をそのまま企業管理者にしまいました。ちょっと古くからおつき合いのある古川の市立病院事務長経験者で、やめられて市民病院になったときに今の市長から懇願されて企業管理者をやったんですけど、あとは内部の問題で市長と意見が合わなくなっておやめになった方なんですけれども、この方は病院の経営に大変明るくて丘の委員会の中にも入っていただいていますし、またいろんな箇所に呼ばれて経営のことに関しての講演して歩いている方ですし、そういう方が丘の委員会にいるということと、あるいはまた病院の事務の経験者である社会福祉協議会の会長であるとか十分な人はおられるわけなんです。ただし、市民病院の企業管理者の経験なさった方から言われたのは、前のセンター長のとき、いろんなことを提案しても全然やってもらえない。だから、提案はしていたんですけどもそれが実行されなかったということは、やはり提案は受けているわけですからそれを実行できなかったことが変なことになっている。

今回はセンター長もかわって管理者としてかわられたんですから、非常事態宣言の後から病院のほうは職員一体となって病院の再建計画というのをみんなで一生懸命つくろうとしてつくって、幾分、まだ日が浅いので顕著な成績というのは出ていませんけれども、前年度よりはよくなりつつあるということですから、そういったときに屋上屋となるような有識者会議をなぜ置かなきゃいけないのか。

公営企業法では、全適になった場合は企業管理者を置きなさいと。この企業管理者には、経営に当たっては公共性の確保とともに企業の経済性の発揮が強く要請される。企業の経済性のためには、一般に企業経営に対する政治的介入を排除して企業に自主独立を付与し、かつ企業が機動的に活動できる体制をとることが必要であることとされると。

こういったことで、企業管理者に町長の補助職員ということでなくて、別に企業の業務の執行に対して法律上、大変幅広い権限が与えられているわけですから、管理者の名と責任において公営企業の業務を執行すると。た

だ、それは任期があることですから、町長は、その任期の期間中に成績が悪くなれば管理者をやめていただくこともできるということは決まっているわけですから、ですから、現在、企業管理者を新しくして、そして、病院の中でも話し合いされて健全化に向けて頑張っているときに、何かわからない有識者会議というのを何でつくらなきゃいけないのかなど。屋上屋じゃないですか、これ。いかがなんですかね。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 私は全然屋上屋だとは思っておりません。もちろん、大友管理者という方がいらっしゃるので病院に関しては全て大友管理者の形の中でやると。政治的介入といったような感じは全く持っておりません。それくらい介入できるくらい私が病院に対して深い知識とか技術があればしたい気もありますけれども、残念ながらそういう気は全くありません。

ただ、管理者が今、さまざまな検討しているのは当然、私は聞いておりますし、いろんな話をしております。そういった中で、そういったような病院をこのままの方向で、管理者と同じ方向の中で何とか存続させたいという思いの中で、そういったような並行して走的过程中、私は病院の管理者の今後の病院経営に関する少しでも資するものにしたという形の中で有識者会議というものを求めているわけでございます。

もちろん、今までの丘の委員会の話を聞きますと、地域医療とかさまざまやってきたシステム構造の中ではここまで構築していただいたという実感は私も持っておりますけれども、やはりその核となる医療が非常に心配されるところでございますので、私はそういったようなことを時間のいとまがないという判断しておりましたので、そういった中で有識者会議を開かせていただいて、その効果が質問者同様にどのような効果があるのか、私も検討はつきませんが、やはり求めるものは大きなものがございましてこの有識者会議を開かせていただきまして、何とか管理者のさまざまな今後の経営行動に資するようにしたいなと、その1点でございますので、どうかお認めをいただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） さっきの説明では医師会の方と大学教授、お二方の名前が出ましたけれども、全部で6人と言ったけどほかの4人はどんな方なのか発表なかったんですけど、3万円の予算でこれ6で割ると5,000円なんですよね。大学教授とかが5,000円で来てもらえますかね、ちょっと難しいんじゃないかと思うんですけどいかがですか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（田代浩一君） 謝金につきましては、1人1万円、宮城県医師会の方と東北大学医学部の方、あともう一人、本人の内諾がとれていないのでここではお名前は控えさせていただきます。それ以外は県関係者ですので、旅費、謝金の支払いは発生いたしません。ですので、3人の方々に謝金、1万円という額が十分かどうかというのはあるんですけども、こちら支払いという形になってございます。（「関連」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 今の関連ですけども、町長の意向というか、考え方もわかったんですけども、そうであれば、これは病院会計に置くべき予算ではないかと思うんですが、その辺の検討はなされたのかどうか。

それから、同じ項の中で地域公共交通対策費がありますけど、これちょっと内容、私、初めて聞いたような気がするんですけど、どういうことを、諮問機関なのかどうなのか、メンバーどの程度の方がいるのか、ちょっと

私も認識不足なんです、その辺の説明と。現在、高齢化が進んで公共機関、交通の対策というのは非常に大切だと私は思うんですけどもなぜそういうことを把握しないで開かなかったのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤積雄君） 初めの部分ですが、病院会計になぜこの有識者会議を置かなかったかということでございますけれども、私はそれこそ病院会計に置くのは、病院管理者の意向によった場合はそういうこともあるかと思っておりますけれども、私が心配するのは、現実を申し上げますと、病院というのは、私にとりまして非常に大事なこの町の施設であり健康等々を守るための拠点であると認識しておりますが、そういった中で町の財政運営全体を考えたときに、やはり病院というのは非常に重要なポストを持っております。ですから、町長部局としたのは、私としては大きな財政運営の中で病院というものをしっかりと捉えて全体の中で病院のあり方というものを私自身、考えなければならないということでございますので、そういった意味で、やはりこの際、もし今までなかったのであれば、なおさらそのような形の中で有識者会議というものを開かせていただいて、病院は病院で今、必死に努力しておりますが、そういったようなところとあわせて総合的にこの町が存続するような形にしたいと、そのようなことから私の部局にこの有識者会議を置きたいと、そのように思っているわけでございますので、病院の一企業会計の中ということの発想は全くございません。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま質問のありました地域公共交通安全対策経費の委員報酬でございますが、主に現在はバスの路線の検討に用いさせていただいております。代表につきましては、行政関係者あるいは交通機関、バス事業者代表、そういった方々、あるいは地域代表の方々が委員になっていただきまして、現在の中心はバス路線になるんですが、そういったところの路線が現在の状況でいかどうかということで協議をいただいております。現在については、バス路線については昨年の事務継続をしている関係がございましたので特に新たにバス路線を見直すことがなかったということでありますので、今回について会議を行わずに行っております。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 今の報酬の件ですけど、説明事項ですので国保病院という文言が入っているから違和感を感じるんであって、財政の見直しのために行うとか、そういう内容であればいいのかなと思っておりますが、病院のためと言うと、8番議員も話したように、確かに政治的介入というのは非常に強く感じるものがあります。副町長言いますが、釈迦に説法かもしれませんけれども、公営企業法の全適がかかっているわけですのでセンター長が全権を握っているわけですので、一般会計のほうで町長から企業会計に対しての指示とかそういうものであれば別ですけど、介入は私はできないものじゃないかと考えます。その辺の考えをお願いしたいと思います。

それから、バス路線の委員ということであれば、町長の施政方針にも出ていましたけど、柔軟に対応するんだというような文言入っていますよね。それから、住民からの要望は、私も個人的に受けることがあるんですけど結構あると思うんですね。それがなかったという判断はいかなものかなと思うんですが、住民の方々は結構路線を変更してほしいとか、中には中学生を乗せるような変更をしてほしいとか、そういうことも希望出て

いますけども、その辺のことは全然執行部側には入っていないのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（田代浩一君） 有識者会議につきましては、県のメンバーの中でも1人は市町村課長を考えています。これは市町村の財政状況というのも十分に分析させていただきながら、この有識者会議の中で幅広く検討いただきたいというふうに考えています。

ただし、この結果に基づいて何か拘束されるとか、そういったものではもちろん、ございません。このメンバーの中に当然、病院側、そして、町長に入っていていただいでその中で幅広く議論していくと。その結果、来年度の会議の中身につきましては広くその結果を町民の方にもお示しして、またこの議会の場でも報告しながら、本当にどういった形で病院の今後のあり方がいいのかというのを公開というか、幅広く公で議論していきたいというふうに考えてございますので、ぜひご協力というか、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） バスの住民からの要望については、当然ございます。ただ、今、主なものについてはできるだけ家の前をバスが通ってほしいとか、そういった類が非常に多い状況でございます。新たな路線を追加してくれとか、そういった内容が中心になっておりまして、そうなりますと、地域内でのちょっと話し合いになるのかなと思います。どなたかの家の前を通るということになれば、どなたかが今度は不便になるという状況でもございますので、大枠の路線の検討ではなく、そういった類になりますので、これについては、今、継続でやっておりますバスの路線の見直しの時期が契約に合わせてございますので、そういった中で検討できればなと思っております。

あと、学生等、高校生等の利用等もございますので、そういったものについては当然、学校長の方々にお聞きしながら対応させていただいているというところでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 有識者会議、確かに国保病院というその文言がなければいいですし、当然、病院も絡んだ有識者の会議するという事は別に反対するわけじゃないですけども、たまたまそのような文言があったので限定的にそういう会議を開くのかなということを思ったわけで、そういう会議であれば、非常に結構かなと思います。

それから、バス路線ですけども、執行部側にもそのような苦情なり提案が出ているのであれば、逆にそういう町民の意見を広く聞く、それから意見を聞いて路線を確定すべきと私は思うんですが、そういうやり方ができなかったというか、執行部側でそういう判断をしてしまうということは、非常に町民の希望というか、施政方針に出ているものにも反するんじゃないか、これは補正ですけど反するような気がするんですが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど申し上げましたように、バス路線については、やはり細かに皆様の要望をお聞きするという形になってしまいますと、かえって混乱を招く部分もございます。今回については、先ほど申し上げましたように、バス、学生とかそういった方の移動に伴って状況が大きく変わっているのであれば、次回のバス路線の見直しの時期が間もなくまいりますのでその中で検討させていただきたいと思ってお

ります。

○議長（後藤洋一君） 1 番。

○1 番（黒澤 朗君） 1 番黒澤です。29ページの健康文化複合温泉施設の指定管理料についてでございます。質問の内容といたしましては、指定管理料の増額の理由はありますか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 今回委託料といたしまして338万6,000円を増額させていただいております。まず、さきに減額した際なんです、今年度当初予算におきまして地域振興公社と協議をさせていただいておったんですが、どちらかというと、こちら側の予算状況を踏まえながらお願いした部分でもございました。今回事業推進をしていく中で、やはり協定書、協定の内容については変わりがなかったわけでございますので、その事業推進がなかなか大変であるということもございまして、今回協議を踏まえて当初の協定書どおりの金額として計上させていただいたものでございます。

○議長（後藤洋一君） 1 番。

○1 番（黒澤 朗君） 増額の中には経営悪化という理由もあると思うのですが、今年度中に返済すべき公社の長期借入金の返済金は予定どおり返済されたのか。あと、9月の時点で2,000万円の未払い金があったが現状はどうなっておりますか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） まず、返還金のお話でございます。今年度については、現在時点で100万円の返済が行われております。残り、ことしの計画におきましては440万円という金額については、現在、さらなる協議をさせていただいてお支払いいただくように、契約に基づきましてお支払いいただくようにお話をしているところでございます。

昨年度時点で2,700万円の返済があったかと思うんですが、今、毎年540万円ずつで最終年度で1,080万円という金額で現在、契約を変更し直しておりますので、その540万円、今年度の分も含めてなんです、その契約に基づきましてお支払いいただくよう今、お話しさせていただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 1 番。

○1 番（黒澤 朗君） 振興公社は、民間団体とはいえ、指定管理料として公金を投入しているので、これまで以上に町として監督を強化すべきではないか。特に資金繰りに関する報告を毎月受けるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 地域振興公社のほうからは月次ごとの報告書をいただいているところでございます。現在、12月に協議をさせていただいたときに、12月末全体で今回の監査報告にもあるように経営的なものは改善しつつあるという認識もしておりました。ただ、一昨年黒字から昨年は赤字ということで、その赤字幅については現在、縮小する見込みだということで12月現在では把握しておりましたが、現在、ご存じのように、新型コロナウイルスの関係で集客が著しく減っているということも聞いております。その影響がちょっとわかりかねるところではあるんですが、これまでも経営改善に努めていただいているという数字が出てきたところでもございました。そういった形で経営については絶えずお互い協議をしながら、チェックをしな

がらという形では進めさせていただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。32ページから33ページまで、2項徴税费（人件費のみ）。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく32ページから33ページまで、3項戸籍住民基本台帳費（人件費のみ）でございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから35ページまで、4項選挙費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 34ページから35ページまで、5項統計調査費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから37ページまで、6項監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから39ページまで、3款民生費1項社会福祉費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから43ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから43ページまで、3項災害救助費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから45ページまで、2項清掃費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから47ページまで、4項医療福祉センター費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから49ページまで、6款農林水産業費1項農業費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 48ページから51ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 50ページから51ページまで、8款土木費1項土木管理費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 52ページから53ページまで、2項道路橋梁費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく52ページから53ページまで、3項都市計画費。8番。

○8番（久 勉君） 53ページの都市計画審議会経費、説明では案件がなかったから会議を開かなかったと。9年前の震災の後に、本町、下本町は特になんですけど家屋を全部撤去されて空き地になっているわけですね。このままの姿で涌谷の町ってどうなのかということで、ぜひ都市計画審議会という会があるんだからそれを開い

て町をどうしていくか、どんな町にしていったらいいのかというのを検討すべきということで提言したんですけど、全然やってもらっていない。そしたら、今度も案件がないから開きませんでしたって。案件ないんでないの。いいの、あのまま町の中。前に言ったのは、結局土地の所有者はわかっているんですから、わかっている人とお話し合いして将来どうしたいのか、あるいは町営住宅が古くなってきているから、高齢者向けの1戸建ての住宅でも土地さえ売ってもらえれば町営住宅でそういうのを建ててもいいんでないとか、あるいは若者の住宅を建てるとか、小学校も近い、銀行も近いし、役場も近いし、駅も近いということからすれば、そんなに住みにくいところではないはずなんですけど、そういったことは全然せっかく都市計の審議会あるのに、これらの法律の中では住民の意見をよく聞いてということもあるんですね。だから、そういったことがされていないというのは、何ら問題意識がなく現状のままでいいんだという、財政再建計画の中にも固定概念からの脱却とチャレンジって全然そういったことにチャレンジしようもしない、従来どおりといいますか、そういう仕事ではいけないと思うんですけど、何で何もないからかけなかったということなんですか。思いつかないということだ。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 都市計画審議会ですね、都市計画法の法令の中で都市計画決定に係るものに関しての諮問ということになっております。久議員さんが申されますまちづくりに対しての意見等をいただくということもその会議の中には含まれているとは思いますが。なおさら、都市計画班のほうでは2年前当時から都市計画のマスタープラン、平成10年に立てた計画ですので見直しも含めて関係課と協議はしておりますがなかなか前に進まない状況もございます。それも含めて改めて外部の都市計画審議会の委員さんにご提言をいただける条件整備ができていない状況でございますので、もう少し課も含めて関係課と煮詰めていろいろ協議を進めていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 何か開き直りみたいな回答に聞こえるんだけどさ、関係課と協議もできていないとか、やらないからできていないんだからやりなさいよ、月に1回でも月2回でも。だってアクションを起こさなければ、担当課から声をかけなければみんなだって集まってこないんでないの、ほかの課だって。町長、どうですか、そういう仕事の進め方というのは、町長のほうからやれと言えやらざるを得ない。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私もなかなか町長やってそっちもこっちも目が届きませんが、はっきり言ってゼロ回という審議内容ということで、4番議員でしたね、都市計画に関しての災害対応とかありました。そのときに気になったのは、やはりこのことでございます。このようなことに少なくとも青写真というようなことができていれば、その青写真に基づいてもしかしたら避難行動等、とれたはずなのになという感じもございます。というのは、こういうことを審議すれば、必ずそこに審議のとおり実現しなくてもどこに不備があるかというのが必ず出てくるはずでございますので、4番議員の質問を聞きながら、そういったようなことがなされていないのであれば、はっきり言って答弁も難しくなってくるなという感じもしておりますので、やはり私としては、前に議員時代にここの審議委員ということでおじゃまをして、私のイメージのような審議というのはなされておりましたのでその時点から不満を持って、私自身、思っておりましたので、やはりこういったよ

うなせっかくの事業がございますので、やはり有効に利用しているんな形の中で審議してまちづくりも含めた、あるいは防災も見据えたような審議をしていただいで、そして、実現できなければそこにどういう欠陥があってそこまでのように対応するかという、少なくとも町の課長さんたちとか、そういったような方々が常にイメージしていざというときに対応できればいいと私は思っておりますので、これは当然、質問者と同じ感じで、せっかくの事業ですからしっかりとやらなければならないというのが今の質問、それからこの前の一般質問のときに感じた次第でございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 8番と同じ内容になってしまいますけれども、町長の答弁もあって大方は理解しましたが、都市計画審議会も先ほどの地域公共交通対策経費もそうなんですけど、しばらく行政側から町民に対しての説明とか、そういうものが全然なされていない現実だと思うんですね。ですから、情報開示じゃないですけど、町ではこういうことをしていますよと、広報では出ていますけどそのようなことをやっていくことが必要だと思うんです。それが今回都市計画にも実施されていない、交通のほうも実施されていない。町民の方は非常に不満とかも持っていますし、将来の住んでいるところの夢みたいなものを持っている方もたくさんいますので、そういう現在進めている町の情報を提示して町民の意見を聞くことも非常に大切だと私は思うんですが、そういうことをどう考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私はただいま申し上げましたとおり、質問者が一般質問なさったときから全く同じことを考えております。やはりこういったようなせっかくの機会があるのに、さまざまな協議があると思いますけどそういったような形の中でしっかりとした審議といいますか、審議というのは、実際の行動に金銭的な問題で移せなくても常にそういう対応をするためのきっちりとした青写真というのがないと、行動というのはとれないと私は思っておりますので、そういった意味の中で、やはりこういったような事業は、当然、生かされるべきだし、災害対応一つだけとってみても、非常にこれで審議した経過を踏まえることによって適切な対応というのとれるのではないかと考えておりますので、やはり前の質問者に対する答えと同じになりますけど、私はそういったようなことをしっかりと前に進めていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。1番。

○1番（黒澤 朗君） 関連で、商工業にも携わっておりますので町の都市計画とかはずっと不満には思ってきたんですけども、今のお話をお聞きしまして大体理解はできました。つきまして、都市計画審議会はいつからまた盛んに動かすというか、開催される予定ですか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 今年度の予算案は減額となっております、来年度の予算計上にも今、案件がないので計上していない状況ではございます。今、議員様、町長からありましたとおり、やはり必要性はあると思いますので、皆さんの声を吸い上げて協議をして会議が開けるように持っていければと思います。

○議長（後藤洋一君） 1番。

○1番（黒澤 朗君） 町長にもぜひともお願いしたいんですけども、やれる課の課長さんたちを選定していただいて猛烈にまちづくりに携わる方を改革していただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） どのような方がやる気があるかというのは、私にとっては常にふだんの中からその言動の中でこの人、すばらしいなとか、いろいろ思っておりますけれども、それが全て審議委員かという、そうではないと思いますので、そういった中でそういった方向づけを今いただきました中で、こういったのは基本計画ですね、私にとっては、そういうことを求める立場にありますので、当初予算になくても、やはりそのぐらいは町長としてできるのかなという思いもございますので、適切な課長さんたちのアドバイスをいただきながら前に進めていきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。54ページから55ページまで、4項住宅費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく、54ページから55ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 56ページから57ページまで、10款教育費1項教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 56ページから59ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 58ページから59ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 58ページから61ページまで、4項幼稚園費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 60ページから61ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 62ページから63ページまで、6項保健体育費。9番。

○9番（杉浦謙一君） 63ページ、給食センター運営経費でありまして賄い材料費が200万円減額になって、課長の説明の中に新型コロナウイルス感染症の今後の影響が出るとあります。小・中学校が休校となりまして今月いっぱいまではどうしても給食という形にはならないと思います。その時点ではもう既にわかり切っていると思いますので、この影響額というのはどのくらいの影響の見込みがあるのか、年度末でございますけれども、どんな影響の金額になるのかというのはお知らせいただければと思いますが。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） ちゃんと計算はまだしていませんが、年間で賄い材料費の予算というのが約5,600万円、そのうちの一月分ということになります。途中、夏休み等も入りますのでちょっと計算してみないと。3月は通常の月と違って15日程度給食出す予定でしたが、委員おっしゃるとおり、今回の新型コロナの関係で急遽ストップさせましたので、食材等もストップ、これから精算ということになりますけれども、ちょっとお時間いただければ概算の計算はさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○9番（杉浦謙一君） 年間5,600万円という数字だそうでしたが、この数字が産業に影響するんじゃないかというのがちょっと心配される場所なんですね。材料って大体農家さん、多分農協さんが主流かなと思っ

ですけど、それにいろいろとパンとかそういったものを含めて、これが3月いっぱいまで終息するんでしたら何の問題もないんですけど次年度の4月からの影響を考えると、やはり産業にも影響する、農商工にも影響を与えるとなると、なかなかこの金額だけで、減額だけで済むものではないのかなと思っているんですけども、取引はどこら辺が多いんでしょうかね。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 町内の給食に当たっては、地場産品をできるだけ使用するようにはしておりますので、産直の会だったりJA、町内の業者であったり近隣の業者となります。国のほうからまだ示されておりませんが、今回の損失は相当大きいものがあるかなと。給食のパンとかも毎日、御飯とかも出ませんし、その辺の補償については国のほうからまだ示されている状況ではございません。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 賄いの材料だけじゃなくて給食センターで働いている雇用の問題なんですね。雇用の問題、ほかに何か仕事があればまた別ですけど、そうでない限りは収入の面でなかなか大変になると思うんですけど、現状としては、この給食センターの職員の皆さんというのはどういった状況に置かれているのか、そういった救済というか、国の救済はまだ先の話だと思いますけど、その現状も踏まえて国なり、県なりに対応すべきだと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 給食センターにつきましては年間の契約をいたしておりますので、月々の契約、給食なくても今のところ、契約であれば支払う形になろうかと思います。業務のほうは行っておりませんが、再開に向けたセンター内の清掃とか、そういったものはしていただいている状況にあります。

今後、どういった形で協議する場が出てくるのかなと考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に入ります。64ページから65ページまで、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく64ページから65ページまで、3項文教施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく64ページから65ページまで、4項厚生労働施設災害復旧費（財源の組替）になっております。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。66ページから67ページまで、5項その他公共施設公用施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第16号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） ご異議なしと認めます。本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分